●収入月額の求め方

収入月額は、入居予定者全員の年間総所得額の合計から公営住宅法に規定する控除額を控除し、１２で割った額です。

収入月額　＝　（年間総所得額　－　控除額）÷１２

収入基準早見表（特別控除対象者がいない場合）

区分		入　居　者　数				
年間総所得金額	世帯	単身者	2人	3人	4人	5人
	一般世帯	1,896,000円まで	2,276,000円まで	2,656,000円まで	3,036,000円まで	3,416,000円まで
	高齢者・障がい者世帯等	2,568,000円まで	2,948,000円まで	3,328,000円まで	3,708,000円まで	4,088,000円まで

○公営住宅法に規定する控除額

控除の種類	控除対象者	控除額（1人につき）
同居扶養控除	入居者本人を除く、同居親族及び所得税法上遠隔地扶養の対象となっている人	38万円
老人扶養控除	扶養親族又は控除対象配偶者で70歳以上の人	10万円
特定扶養控除	扶養親族（配偶者を除く）のうち16歳以上23歳未満の人	25万円
障がい者控除	入居予定者又は扶養親族のうち ①精神障害者保健福祉手帳2級又は3級の交付を受けている人 ②児童相談所などから軽度又は中度の知的障がいと判定された人 ③身体障害者手帳3級から7級までの交付を受けている人 ④戦傷病者手帳第4項症又は第5項症の交付を受けている人	27万円
特別障がい者控除	入居予定者又は扶養親族のうち ①心神喪失の状況にある人 ②児童相談所などから重度の知的障がい者と判定された人 ③精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている人 ④身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている人 ⑤戦傷病者手帳特別項症から第3項症までの交付を受けている人 ⑥原子爆弾被害者のうち厚生労働大臣の認定を受けている人 ⑦年齢65歳以上で障がいの程度が①②④と同程度であることの市町村長等の認定を受けている人 ⑧常に就床を要し、複雑な介護を受けている人	40万円

ひとり親控除	所得者本人が現に婚姻をしていない人又は配偶者の生死の明らかでない人で、次のいずれにも該当する人。 ①生計を一にする子(他の人の同一生計配偶者又は扶養親族とされている人を除き、その年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計金額が 58 万円以下の子に限ります。）を有すること。 ②合計所得金額が 500 万円以下であること。 ③事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと。	※35 万円
寡婦控除	所得者本人が次の（１）（２）のいずれかに該当する人（ひとり親に該当する人を除きます。)。 （１）夫と離婚した後婚姻をしていない人で、次のいずれにも該当する人 ①扶養親族を有すること。 ②合計所得金額が 500 万円以下であること。 ③事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと。 （２)夫と死別した後婚姻をしていない人又は夫の生死の明らかでない人で、次のいずれにも該当する人。 ①合計所得金額が 500 万円以下であること。 ②事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと。	※27 万円
基礎控除振替控除	給与所得又は公的年金等に係る雑所得を有する人	※10 万円

※基礎控除振替控除については、所得金額が 10 万円以下の場合はその額

※ひとり親控除及び寡婦控除については、基礎控除振替控除を控除した残額がひとり親控除は 35 万円未満、寡婦控除は 27 万円未満の場合はその額。

◆収入基準を超える場合、町営住宅へ入居できません。

入居後に収入基準を超えて収入超過者に認定されたときは、住宅の明渡努力義務が生じ、近傍同種家賃（民間賃貸住宅並みの家賃）を上限とし家賃が段階的に引き上げられます。町営住宅駐車場使用料も割増の額となります。

さらに、高額所得者に認定されたときは、住宅を明渡していただきます。明渡しまでの間は家賃が近傍同種家賃となります。町営住宅駐車場使用料も割増の額となります。

また、期限後もなお明渡しがなされない場合は、損害賠償金を請求します。